

# 第11章 計画の推進体制

---

## 1 計画の推進と点検・評価

市では、介護基本条例に基づく市長の諮問機関として、近江八幡市総合介護市民協議会を設置し、介護保険事業計画と高齢者福祉計画を一体とした総合介護計画を策定し、計画の推進を図ってきました。

第5期総合介護計画においては、高齢者が要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの5つのサービスを一体化して提供していくという「地域包括ケア」の考え方を念頭に置きつつ、高齢者や高齢者を取り巻く地域の事情、特性等を反映させることにより、その地域に相応しいサービス提供体制の実現につなげていくことを目指しています。

計画の進捗管理体制として、総合介護市民協議会の傘下に地域密着型サービス事業等選定評価委員会、介護サービス向上委員会、高齢者等生活支援部会を設置し、調査、審議を行っていきます。今後も必要に応じて、新たな部会の設置も含め計画の進捗管理と実態把握に努めていきます。

また、次期第6期計画を今から見据え、高齢者の現状、要介護（要支援）認定者の現状、日常生活圏域ニーズ等の把握に努め、認知症支援策の充実、医療との連携、高齢者の居住に係る連携、生活支援サービスといった優先的に取り組むべき事項について段階的に取り組みを始め、団塊の世代が75才以上となる2025年（平成37年）までに「地域包括ケアシステム」を確立できるよう、体制基盤の強化に努めていきます。

## 2 介護保険制度の普及啓発と情報提供

介護保険制度の円滑な運営を図るため、制度の意義や仕組み、サービスの利用方法等について、市民にわかりやすく広報する必要があります。出前講座や市の広報誌への掲載、ホームページやケーブルテレビ等の媒体を活用し制度の周知及び利用意識の啓発に取り組んでいきます。

また、各種のパンフレット等を作成し、窓口での個別のご相談をとおして、詳細に制度の理解ができるように努めていきます。

その他、制度の啓発だけでなく、事業者情報を定期的に作成し、利用できるサービス事業所の情報提供や、外部評価の結果を窓口に備え付け、安心して利用できるための支援を行っていきます。

最新の情報をわかりやすくお知らせできるよう、広報担当や各種メディアと連携し継続的な普及啓発に努めます。